

熊警第226号
令和4年3月8日

「熊本県警察職員の服務に関する訓令の運用について（通達）」の一部改正について（通達）

見出しのことについては、熊本県警察職員の服務に関する訓令の一部改正に伴い、別紙のとおり同通達の一部を改正し、令和4年3月11日から施行することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

「熊本県警察職員の服務に関する訓令の運用について（通達）」新旧対照表

(傍線の箇所は、改正部分を示す。)

新	旧
<p>1～6 略</p>	<p>1～6 略</p>
<p>7 国内の私事旅行(第12条関係)</p> <p>(1) 私事旅行の届出は、私事旅行中の緊急な用件の連絡及び事件・事故等が発生した場合における組織的な活動体制の確保を目的としている。したがって、職員は、私事旅行中の連絡方法を明確しておかなければならず、所属からの非常招集等に直ちに応じることができるかの判断がつきにくい場合は、届出を行うものとする。</p> <p><u>「所属からの非常招集等に直ちに応じることができるかの判断がつきにくい場合」とは、旅行先が県外に及ぶ場合、宿泊を伴う場合、固定電話又は携帯電話等の通言手段を用いても連絡がとれない場所への旅行等が考えられる。</u></p> <p><u>なお、私事旅行の届出は、あくまで警察機能を最大限に發揮するために必要な体制を確保することを目的として行うものであって、連木や年次有給休暇等を利用した職員の私事旅行の機会を制限するものではない。</u></p> <p>(2) <u>警察署長は、その管轄区域において、大規模な災害、社会的影響の大きい重大事件・事故その他の警察署が総合的かつ一体的な措置を緊急に講ずる必要がある重大事案が発生した場合は、直ち</u></p>	<p>7 国内の私事旅行(第12条関係)</p> <p>(1) <u>職員は、私事旅行をしようとする場合であって、指定範囲を越えるとき、又は外泊を伴うときは、あらかじめ所属長に届け出るとともに、その行き先が県外(指定範囲を除く。)に及ぶ場合又は県内であっても旅行期間が3日以上にわたるときは、所属長の承認を受けなければならないこととする。その目的は、旅行中の私用、公用に関する緊急な用件の連絡及び事件、事故等の場合の活動体制を確保するためである。したがって、職員は、私事旅行中の連絡方法を明確しておかなければならない。</u></p> <p><u>外泊を伴うときの届出は、指定範囲内の旅行期間が2日にわたる私事旅行であり、かつ、所属からの非常招集に直ちに応じることができない場合に行うものであり、その判断がつきにくいときは届出を行うものとする。</u></p> <p><u>なお、行き先が県外(指定範囲を除く。)に及ぶ場合又は県内であっても旅行期間が3日以上にわたる場合は、所属長の承認を受けなければならないとしたのは、連木や年次休暇等を利用した旅行の機会を制限するものではない。</u></p> <p>(2) <u>指定範囲については、所属長が所属の実態を勘じて、所属ごとに警察本部長の承認を得て定めることとする。</u></p> <p><u>ア 訓令第3条の規定により、警察本部長を所属長とする職員(以</u></p>

に警察署に参集し、所要の指揮を執る必要があることから、旅行先が県外に及ぶ場合又は署長宿舎以外の場所に宿泊する場合は、警察本部長へ申請し承認を受けるものとする。

(3) 警察署長は、届出又は申請（以下「届出等」という。）を要する私事旅行を行う場合は、警察署長を通じて警察本部長に届出等を行うものとする。

(4) 所属長は、届出等を要する私事旅行を行う場合は、勤務所属の次席、副署長等に対して旅行先、私事旅行中の連絡方法等を明確にしておかなければならない。

(5) 訓令第12条第3項に規定する居住区域の区域外に居住する警察官に係る私事旅行の届出を要する場所は、次のとおりとする。

ア 通勤所要時間が60分以内の者については、旅行先から勤務所属までに要する時間が60分を超える場所

イ 通勤所要時間が60分を超える者については、旅行先から勤務所属までに要する時間が通勤所要時間を超える場所

(6) 訓令第12条第5項に規定する通勤所要時間が60分を超える場所に居住する一般職員に係る私事旅行の届出を要する場所は、旅行先から勤務所属までに要する時間が通勤所要時間を超える場所とする。

(7) 職員は、統合OAシステムにより届出等を行う場合は、当該届出等が所属長に受理又は承認されたことを確認した上で、私事旅行を行うものとする。

(8) 勤務時間外に届出等を行う場合は、訓令第12条第6項ただし書及び第7項の準じて行うものとする。この場合において、所属長に対して届出等を行うことが困難であるときは、職員は直属の上司（警部以上の階級（同相当職を含む。）にある者に限る。以下同じ。）に対して電話、口頭などの適宜な方法により届出等を行うものとし、直属の上司と連絡が取れないときは、同所属の他の職員に当該直属の上司への連絡を依頼するなど所在を明確にするために必要な措置を講じるものとする。

(9) 所属長が「公務上の理由により私事旅行の中止又は日程の変更を命ずる場合」として、年末年始・行楽期等の時節や地域特有の犯罪傾向を踏まえ、警察力を一

下「所属長等」という。）の指定範囲は、次の表の左欄に掲げる所属長等の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる区域とする。ただし、警察本部長は業務運営上必要があると認めるときは、指定範囲を別に指示することができることとする。

区分	区域	
所属長（警察署長を除く。）	熊本県内全域。ただし、所属長等が当該所属の職員とともに指定範囲を定めたときは、その範囲内の区域	
熊本中央警察署長、熊本南警察署長及び熊本東警察署長	熊本市の区域	それぞれの警察署から10キロメートル以内の地域
熊本北合志警察署長	熊本市の区域及び合志市の区域	
その他の警察署長	それぞれの警察署の管轄区域	

イ 警察本部長以外の所属長が定める指定範囲に対する警察本部長の承認基準は、次のとおりとする。

○ 職務の性質、職員区分、勤務形態等所属の実態を勘し、個別具体的に定めてもよい。

○ 行政区域、距離、時間のいずれかで定めてもよい。

○ 区域的には、原則として、管轄区域より広いものであること。ただし、管轄区域が広い警察署の場合は、管轄区域より狭い区域を定めてもよい。

○ 時間的には、勤務時間まで2時間（警察署にあっては1時間）の区域内であること。

○ 管轄区域が他県に接している警察署にあっては、県外に及んでもよい。

○ 各所属の警察力、地域性及び警察事象等を考慮し、必要以上の職員を拘束するものでないこと。

時局的かつ集中的に運用し所要の体制を構築するための調整・変更等が含まれる。したがって、職員は私事務行の中止又は日程の変更を命ぜられた場合は、これに従わなければならない。

従わなければならない。

(10)職員は、私事務行を行う場合は、届出等の要否にかかわらず連絡手段を確保し、緊急の用務等に応じられるよう努めなければならない。

ウ 第32条第1項ただし書き及び同条第5項の規定により、管轄区域外に居住する者

に係る指定範囲については、所属長の合理的な判断に基づき定めることとし、統一した基準を示さないこととする。

なお、管轄区域外居住者に係る指定範囲については、所属長が当該職員に対し示達により周知徹底を図るものとする。

エ 警察署長の私事務行の届出及び承認願については、警察本部警務課長を通じて行うこととする。

オ 訓令第12条第1項ただし書の規定により、職員(所属長等を除く。)が電話等により私事務行の届出を行うときは次の表の左欄に掲げる届出職員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる届出先職員の一人で行うものとする。この場合において、届出職員は、必要と認めるときは、その他の職員に対しても連絡を行うものとする。また、当該届出又は連絡を受けた職員は、必要と認めるときは、他の職員に対して連絡を行うよう努めなければならない。

届出職員	届出先職員
課長補佐級以上の職員（所属長等を除く。）	所属長 次席等 警察署当番責任者（届出職員が警察署員である場合に限る。）
係長級以下の職員	次席等 直近の上司

備考 この表において次席等とは、所属長等を除く次席、副署長その他届出職員の上司に当たる警視(同相当職を含む。)又は警部(同相当職を含む。)をいう。

カ 勤務時間外における所属長等の私事務行の届出については電話等により警察本部総合当直の当直主任で行うこととする。

キ 所属長は、第3項の規定に基づき指定範囲に対する警察本部長の承認を得ようとするときは、「私事務行の届出を要する指定範囲に関する承認申請書」(様式第3)により、また、指定範囲の変更承認を得ようとするときは「私事務行の届出を要する指定範囲の変更に関する承認申請書」(様式第4)により行うもの

とする。
ク 緊急の用務のため又は種別体制に支障を来すことがないように所属長が旅行の中止や時期の変更を命ずる場合の中へは、年末年始等一時的、集中的に旅行が行われる場合の体制確保のための調整、変更等も含まれるものであるから、職員は旅行の中止や時期の変更を命ぜられた場合はこれに従わなければならない。
ケ 職員は仕事旅行をする場合、当該旅行の届出又は承認の要否にかかわらず、連絡手段を確保し、緊急の用務等に応じられるよう努めなければならない。

8～17 略

18 居住地(第32条関係)

警察官は、その職務の特殊性から有事即応の心構えをもって平素から備えておくべきであり、特に、警部以上の警察官については、重大な事案が発生した場合、直ちに当該事案の現場又は勤務所属に駆けつけ、必要な指揮を行わなければならない。このため、警察官は勤務所属の居住区域の区域内に居住することが原則である。

しかし、交通、通信手段等の発達により、通勤時間の短縮や連絡手段の確保による緊急の用務への対応等が可能となっていることから、警察官の経済的及び精神的負担を軽減するため、一定の範囲において、警察官の居住区域の区域外における居住を認めることが必要である。

こうした実態を踏まえ、訓令第32条第1項から第4項までにより警察官が居住区域の区域外に居住することができる場合について規定した。

なお、同条第3項の「特別の理由」とは、疾病等の治療、配偶者又は同居の親族の介護、子供の養育、居住区域の区域内において宿舍が不足していること等が考えられる。

8～17 略

18 居住地(第32条関係)

警察官は、その職務の特殊性から有事即応の心構えをもって平素から備えておくべきであり、特に、警部以上の警察官については、重大な事案が発生した場合、直ちに事案の現場又は所属部署に駆けつけ、必要な指揮を行わなければならない。この意味から、警察官は勤務する所属の管轄区域内に居住することが原則である。

しかし、交通、通信手段等の発達により、警察官の生活圏の拡大や通勤時間の短縮等が進んでおり、単身赴任警察官の経済的及び精神的負担を軽減するためも、一定の範囲において、警察官の管轄区域外の居住を認めることが必要である。

こうした実態を踏まえ、警部補以下の警察官については、勤務する所属から距離(最短の道のり)40キロメートル以内又は通勤所要時間が1時間以内であれば、所属長の承認を受けることで管轄区域外に居住することができることとする。

また、疾病等の治療、配偶者又は同居の親族の介護、子供の養育、管轄区域内における宿舍不足等の特別の理由がある場合は、あらかじめ警務部長の承認を受けて、警部以上の警察官は管轄区域外、警部補以下の警察官は通勤距離が40キロメートルを超え、かつ、通

<p>警察部長又は所屬長は、同条第3項に基づく居住区域外居住の申請を受けた場合は、当該申請に係る警察官の<u>経済的及び精神的負担の軽減を配意する一方</u>、有事の際に即応できる体制の確保、<u>居住区域の区域内に居住している他の職員との業務上の公平性等</u>について考慮し、承認の是非について適切に判断するものとする。</p>	<p><u>勤所要時間が1時間を超える区域に居住することができることとする。</u> 所屬長は、<u>訓令第32条ただし書又は同条第3項に基づく管轄区域外居住の申出を受けた場合は、申し出た警察官の各種負担の軽減を配意する一方</u>、有事の際に即応できる体制を確保することはもちろん、<u>その他の警察官との業務負担の均衡を考慮し、承認の是非について適切に判断するものとする。</u></p>
<p>19、20 略</p>	<p>19、20 略</p>
<p>様式第1、様式第2 略</p>	<p>様式第1、様式第2、様式3、様式4 略</p>